

日高市提案箱制度実施要領

令和5年12月12日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、市民等の市政に関する提案、意見等（以下「提案等」という。）を市政運営に反映させるための市政への提案箱制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(提案箱等)

第2条 提案等は、次に掲げる場所に設置する提案箱に、市民提案用紙（別記様式。以下「提案用紙」という。）を投函することにより行うものとする。

- (1) 日高市役所庁舎
- (2) 日高市役所高麗出張所
- (3) 日高市役所高萩出張所
- (4) 日高市役所高根出張所
- (5) 日高市役所武蔵台出張所
- (6) 日高市高萩北公民館
- (7) 日高市総合福祉センター
- (8) 日高市生涯学習センター

2 前項に掲げるもののほか、次に掲げる方法により提案等を受けるものとする。
この場合において、第1号から第3号までの規定による提案等は、提案用紙により行うものとする。

- (1) 郵送による方法
- (2) ファックスにより提案等を送信する方法
- (3) 市政情報課まで提案等を直接持参する方法
- (4) 電子メールにより提案等を送信する方法
- (5) 投稿フォームにより提案等を送信する方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(提案箱等の管理等)

第3条 提案箱及び提案用紙の管理は、提案箱が設置されている施設を管理する部署（以下「提案箱担当課」という。）が行うものとする。

2 提案箱担当課は、提案箱に提案用紙が投函されたときは、速やかにこれを回収し、市政情報課に送付しなければならない。

(提案等の処理)

第4条 市政情報課長は、第2条の規定により受けた提案等を、原則として総合政策部長まで供覧した後、当該提案等に関する業務を担当する課所等の長（以下「担当課長」という。）に回送するものとする。ただし、提案等の内容が次のいずれかに該当するものである場合を除く。

- (1) 特定の個人、法人又は団体をひぼうし、中傷し、又は差別するもの
- (2) 営利又は営業を目的とするもの
- (3) 宗教に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの又は趣旨が不明確なもの
- (5) 直ちに応答等を行うことにより、提案等への対応を終えることができるもの
- (6) 特定の個人、法人又は団体に対する個別の対応を必要とするもの
- (7) 特定の個人、法人又は団体の活動、社会情勢、国際情勢等に対する個人的な見解その他市政に直接関係しないもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的に反すると認められるもの

2 前項第5号又は第6号に該当する場合において、提案等の内容が単なる意見又は質問と認めるときは、意見又は質問として市政情報課長から担当課長へ送付するものとし、送付を受けた担当課長は、必要に応じて質問者に直接連絡し、又は回答するものとする。

3 提案等の内容が市以外の行政機関の業務に関係するもの（第1項各号に該当するものを除く。）であるときは、当該業務に最も関連する課所等の長に回送するものとする。この場合において、当該課所等の長は、必要に応じて、当該市以外の行政機関に当該提案等の内容を伝え、その旨を提案者に回答するものとする。
（提案等に対する回答）

第5条 前条第1項の規定により提案等の回送を受けた担当課長は、内容について検討し、回答を作成するものとする。ただし、提案等の内容が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、回答を作成しないものとすることができる。

- (1) 提案者が回答を求めていることが明確なもの
- (2) 提案者の連絡先が不明なもの
- (3) 同一提案者から類似した内容の提案等が繰り返し行われ、既に提案者へ回答済みのもの
- (4) 提案者に内容の確認をする過程で回答が不要となったもの
- (5) 提案内容について市が争訟中であるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、提案者へ回答しないことについて正当な理由があるもの

2 担当課長は、作成した回答について提案等の回送を受けてからおおむね2週間以内に、市政情報課長及び総合政策部長の合議を経て、市長の決裁を受けなければならない。この場合において、前項ただし書の規定により回答を作成しないこととしたときは、市長までその検討結果を報告するとともに、経緯を記録した文書を市政情報課長へ提出するものとする。

3 前項の規定により市長の決裁を受けた回答は、市政情報課長が提案者へ送付するものとする。

(協議)

第6条 担当課長は、提案等の内容に他の部署の所管に係る事項が含まれているとき、又は他の部署と協議を行う必要があるときは、当該他の部署と連携し、当該提案等に対処するものとする。

(回答の公表)

第7条 担当課長は、提案等の処理にかかわらず、広く市民に知らしめることを目的として、提案等の要旨等及びそれに対する回答を原則公表するものとする。ただし、提案等の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、公表しないことができる。

(1) 提案者から公表を希望しない旨の申出があったもの

(2) 公表することによって、特定の個人、法人又は団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(3) 過去に提案等があり、既に回答を公表しているものと類似の内容のもの

(4) 提案等に係る経緯又は事情により、第3項の規定による公表では、その内容を正確に理解することが困難であると認めるもの

(5) 事実に反するもの又は事実であることが確認できないもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、公表しないことについて正当な理由があるもの

2 担当課長は、前項の規定による判断の結果を、市政情報課長に報告するものとする。

3 市政情報課長は、前項の規定による報告を踏まえて必要と認めるときは、市のホームページ上において、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 提案等の要旨

(2) 回答

4 前項の規定による公表の期間は、同項の規定による公表をした日から同日以後3年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、担当課長が公表を継続することが適切でないと判断し、市政情報課長が認めるものについては、この限りでない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年1月4日から施行する。

(「提案箱」運用基準の廃止)

2 「提案箱」運用基準(平成28年3月22日市長決裁)は、廃止する。